

第1章 総則

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、東灘区民の多くが居住するマンションその他の共同住宅（以下「マンション等」という。）における課題の解決及びマンション等と既存の地域コミュニティとの交流を進めるため、同一のマンション等に居住する住民相互のコミュニティ（以下「オトナリ・コミュニティ」という。）の形成及び活性化を支援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 オトナリ・コミュニティ形成等支援の対象団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれかの団体であって、暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないものとする。

- (1) マンション等の管理組合
- (2) マンション等の自治会
- (3) 前2号に該当しないもののうち、自己の居住するマンションでのコミュニティ形成を図ることを目的として住民により結成された団体
- (4) その他東灘区長（以下「区長」という。）が特に認めるもの

(支援の対象となる活動)

第3条 支援の対象となる事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) オトナリ・コミュニティの形成又は活性化に資するものであること
- (2) 東灘区内のマンション等に係るものであること
- (3) 自己の居住するマンション等の課題を、オトナリ・コミュニティの形成又は活性化により解決しようとするものであること
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと
- (5) 神戸市及び神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること

(支援内容)

第4条 区長は、支援の対象となるオトナリ・コミュニティ形成又は活性化のための活動に対して、予算の範囲内で、活動経費の助成若しくはアドバイザー派遣又はその両方（以下「助成等」という。）を行うことができる。

2 前項の助成等は、同一のマンション等に対して3年を超えて行うことはできない。

第2章 活動経費の助成

(助成の基準等)

第5条 活動経費の助成は、別表の基準により行う。ただし、次の各号に掲げるものは活動経費の助成の対象から除外する。

- (1) 飲食代金、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 領収書がない等使途が不明のもの
- (4) その他支援の趣旨に合致しないもの

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、別に定める申請書に必要書類を添付して区長に申請するものとする。

(要件審査及び交付の決定)

第7条 区長は、事業の目的、内容及び効果等を審査のうえ、助成金の交付並びに交付予定金額を決定し、その結果を申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(活動の変更等)

第8条 前条により助成の決定を受けた者（以下「支援決定団体」という。）は当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

(活動報告書の提出)

第9条 支援決定団体は、活動終了後、速やかに必要書類を添えて活動報告書を提出するものとする。

(助成金交付額の確定)

第10条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、交付すべき助成金額を確定し、助成金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 区長は、助成金交付額決定通知を受けた団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。

(活動の評価・調査等)

第11条 区長は、必要と認めるときは、団体に対して活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合に

は、必要な是正措置を求めることができる。

(助成の取消等)

第12条 区長は、支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に助成金の交付がされているときは、その助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 助成の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

(2) 助成を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査または措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成に適しないと認めたとき

第3章 アドバイザーの派遣

(アドバイザー)

第13条 第4条で派遣するアドバイザーは、別に定める名簿に登録した者とし、その登録対象者は次に掲げるものとする。

(1) マンション等の区分所有並びに管理組合等の知識を有し、共同住宅又は地域でのコミュニティ形成に携わったことのある者

(2) マンション等での良好なコミュニティの形成や先駆的な活動に携わったことのある住民等

(3) その他区長が必要と認める者

(派遣の申請)

第14条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、別に定める申請書に必要書類を添付して区長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第15条 区長は、事業の目的、内容及び効果等を審査のうえ、派遣するか否かを決定する。この場合において、区長は派遣の目的を達するために団体に対して必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

2 アドバイザーの派遣は同一のマンション等に対して、年3回を超えて行うことはできない。

ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(活動の評価・調査等)

第16条 区長は、必要と認めるときは、団体に対して活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合に

は、必要な是正措置を求めることができる。

(派遣の中止等)

第17条 区長は、支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣を中止することができる。

- (1) アドバイザー派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) アドバイザー派遣の条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前条の調査または措置要求に従わないとき
- (5) その他区長がアドバイザー派遣に適しないと認めたとき

(補足)

第18条 本章に定めるもののほか、アドバイザー派遣に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

(別表)

事業名	助成対象活動	助成対象要件	支援内容
イベント実施型	マンション内住民同士の交流を目的としたイベント	主に同じマンション内の住民を参加対象とする。 原則としてマンション敷地内を会場とする。 参加者概ね10人以上	年30,000円以内
サークル運営型	マンション内住民同士の交流を目的として継続的に行うサークル活動 (子育てサークルなど)	区のおトナリ・コミュニティ事業をきっかけに結成されたサークルを対象とする。	年10,000円以内
日常コミュニケーション型	お助け隊, 清掃活動, あいさつ運動等の実施	マンション内住民による相互支援活動の実施	年30,000円以内